

2019年3月1日

おきぎん証券株式会社
代表取締役社長 仲本 善政 様

適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
代表理事 片山 登志子

【連絡先（事務局）】担当：袋井
〒540-0033 大阪市中央区石町一丁目1番1号
天満橋千代田ビル
TEL. 06-6920-2911 FAX. 06-6945-0730
E-mail : info@kc-s.or.jp
HP: [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

要 請 書

当団体は、不当な勧誘行為や不当な表示・広告、不当条項の使用の中止を申入れたり、団体訴権を行使することを重要な活動内容とする消費者団体です。2007年8月23日には、適格消費者団体（消費者契約法第13条）として認定され、さらに2017年6月21日に特定適格消費者団体（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第65条第1項）に認定されました（組織概要についてはホームページをご参照ください）。

さて、当団体は、貴社が提供する外国株店頭取引に関するホームページ上の表記に関し、消費者に対する情報提供の観点から検討しております。

同表記に関し、当団体は2017年12月1日付で「お問い合わせ」を、また、2018年2月28日付で「ご連絡」をご送付致しました。貴社からは、2018年1月9日付、同年3月19日付の書面にてご回答頂いているところです。

当団体において、2019年3月1日時点における貴社が提供する外国株店頭取引に関するホームページ上の表記を確認したところ、外国株式の国内店頭取引の手数料について、消費者が理解し、他社と比較できる表示とは言いがたい状況です。

よって、現在の貴社の外国株店頭取引に関するホームページ上の表記は、消費者に対する手数料に関する情報提供が不十分で、消費者の利益を損なう可能性があるものと判断し、本要請を行います。

本要請は、消費者契約法第12条に基づくものではなく、消費者団体としての任意の要請です。

本「要請書」に対する貴社のご回答を、2019年3月29日までに書面にて当団体事務局まで送付いただきますようお願いいたします。

なお、すでに貴社にご連絡しておりますとおり、本「要請書」につきましては、公開の方式で行わせていただきます。したがって、本「要請書」の内容、及びそれに対する貴社のご回答の有無とその内容等は、すべて当団体ホームページ等で公表いたしますので、その旨ご承知おきください。

記

【要 請】

1. 要請の趣旨

貴社のホームページで表示されている、外国株式の国内店頭取引における手数料についての「国内店頭取引で外国株式を売買される場合、取引価格に取引の実行に必要なコストが含まれているため、別途の手数料は必要ありません。ご購入は購入対価のみのお支払いとなります。なお、外国株式の売買等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。」とする記載（当団体の貴社ホームページ確認日2019年3月1日）を、消費者が外国株の国内取引における手数料を理解し、他社と比較できるものに変更されるよう求めます。

2. 要請の理由

2017年3月30日付けにて、金融庁より「顧客本位の業務運営に関する原則」が出されています。その原則4に

【手数料等の明確化】

金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。

とありますが、貴社の表示においては①貴社提示価格に「リスク料等の取引コスト」がいくら含まれているのか、②顧客が貴社と外国株店頭取引を行う際、いずれかの段階で上記「リスク料等の取引コスト」は開示されるのか、開示されるとしたらいつの段階で、どのように開示されるのかがわかりませ

ん。具体的におおよその手数料を理解できるような表示がなければ、消費者が他社サービスと比較して選ぶことができず、消費者に対する情報提供としては不十分なものと言わざるを得ません。

別紙（東洋証券、野村証券 表示例）のように手数料表示をされるところもあり、上記要請を満たす表示は可能であると考えます。

消費者が外国株の国内取引における手数料を理解し、他社と比較しやすいものに、貴社のホームページの表示を変更されるよう要請します。

以上